防火水槽及び用地に係る管理協定書

	小田原市消防本部を甲とし、								を乙と	こして、	防火水	
槽	槽及び用地に関して次のとおり協定を締結する。											
	(起	1000年)										
穿	51第	E = 0	の協定は	、乙が施工す	る	年	月	日届出に	係る開発	事業に	ついて、	
	小田	日原市園	開発事業	に係る手続及	び基準	生に関っ	する条例	列の規定に	基づき設	世置する	ることと	
	なる	5、次の	の表に掲	げる防火水槽	(以下	「防火	(水槽)	という。)	及び当該	核防火力	k槽の用	
	地	(以下	「用地」	という。) の管	育理 方法	芸等に~	ついて必	必要事項を	定めるも	のとす	る。	
	施設の所在地											
	施	設	名									
	構		造									
	容		量						m^3			

(帰属)

第2条 乙は防火水槽及び用地を所有するものとする。

(撤去等)

第3条 乙は、乙の都合により防火水槽の撤去等の必要が生じた場合は、甲と協議して必要に応じてこれに代わる施設を設置するものとする。

(使用)

第4条 甲は防火水槽の設置に係る乙の施設の近隣災害等に対しても防火水槽を使用することができるものとし、乙は甲が防火水槽を使用するにあたり障害となるものを設置してはならない。

(点検)

第5条 甲は、定期的に防火水槽を点検するものとする。

(清掃等)

第6条 乙は、乙の責任及び負担において防火水槽周辺及び用地の清掃等を実施するものとする。

(立入)

第7条 乙は、甲が防火水槽を使用又は点検するため敷地内に立入ることについて条件 をつけることはできない。

(補給)

- **第8条** 甲は、防火水槽の設置に係る乙の施設以外の災害等で防火水槽の水を使用した場合は、直ちに補給するものとする。
- 2 乙は、防火水槽の水量が災害等で使用する以外の理由で減水していた場合は、直ち に補給するものとする。

(報告及び修繕)

第9条 乙は、理由に関わらず、防火水槽及び標識に損傷等の異常が認められた場合は、 直ちに甲へ報告し改修方法等について協議した後、乙の責任及び負担において改修す るものとする。

(譲渡)

第10条 乙は、第1条の表に掲げる防火水槽及び用地を第三者に譲渡する場合は、甲 と事前に協議するものとする。

(疑義等の解決)

第11条 甲及び乙は、この協定の履行に当たり疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議の上定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

年 月 日

甲 住 所 小田原市前川183番地の18 氏 名 小田原市消防長 印

乙 住 所

氏 名 卵